

労働者派遣事業の状況に関する情報

1 派遣労働者の数 派遣労働者数:1人(令和7年4月1日付)

2 派遣先事業所数 派遣先事業所数:1社(令和7年4月1日時点)

3 マージン率

●令和7年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間当たり)①【13,562円】

●令和7年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当たり)②【9,836円】

●マージン率 (①-②)÷ ①【27.5%】

※マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会の事業運営に必要とする経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- ・法定福利費(派遣労働者の社会保険料):社会保険料の約半分を雇用主が負担しています。
- ・派遣労働者の有給休暇費:有給を取得した場合の際の賃金は派遣会社が負担します。
- ・募集採用費・教育訓練費・福利厚生費:労働者の募集に必要な広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。
- ・その他経費:その他社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの賃料、光熱費、車両費など事業運営のために必要な経費があります。

4 労使協定について(派遣法第30条の4第1項)

- 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定:締結している
- 協定の対象となる派遣労働者の範囲:全ての派遣社員
- 協定の有効期間(終期)等:令和8年3月31日

5 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- 入社時研修(派遣制度、情報管理、その他)
 - 事務系派遣労働者を対象に、ビジネスマナー研修/OA 機器操作研修を、有給且つ無償で行う。
- ※キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先【営業部 電話番号:082-541-6898】

6 その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

- 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)、労働者災害補償保険
- 年次有給休暇、定期健康診断、産前産後・育児・介護休業制度
- ロッカー・休憩室・社員食堂の利用